



2020. 12

季刊情報誌

NEWSLETTER

泛華偉業知識產權



2020年の年始より、突然の新型コロナウイルスの蔓延で、世界各地各業界に大きな打撃を与えました。百年に一度の災難を前に、クライアント様と支え合い困難を乗り越えられたことを幸いに存じております。

2021年を迎えるにあたりこころより感謝とご挨拶を申し上げます。いつもご支持およびご愛顧を頂き誠にありがとうございます。新しい年において皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。



中国の祝日-2021年

- 一、【元旦】1月1日(金)～3日(日)
- 二、【春節】2月11日(木)～17日(水) ※2月7日(日)、2月20日(土)は振替出勤日
- 三、【清明節】4月3日(土)～5日(月)
- 四、【労働節】5月1日(土)～5日(水) ※4月25日(日)、5月8日(土)は振替出勤日
- 五、【端午節】6月12日(土)～14日(月)
- 六、【中秋節】9月19日(日)～21日(火) ※9月18日(土)は振替出勤日
- 七、【国慶節】10月1日(金)～7日(木) ※9月26日(日)、10月9日(土)は振替出勤日

北京パナウエル特許事務所

2020年12月



目次



泛華偉業知識産権



泛華偉業知識産権は、北京泛華偉業知識産権代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

04 業界観察

- ・ 改正『著作権法』来年6月1日より施行
- ・ 『専利法実施細則改正提案(意見募集稿)』及び『専利審査指南改正草案(第2回意見募集稿)』の意見公募
- ・ 最高人民法院が『知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干の規定』を公布
- ・ 中国－サウジアラビア間の特許審査ハイウェイ(PPH)の試行開始
- ・ 中国出願人が欧州特許庁をPCT国際出願の国際検索機関として指定する試行プロジェクトの開始
- ・ 人工知能の特許出願で中国が世界トップに
- ・ 同じ“威視”が紛争を起こす

09 サービスソリューション

- ・ 2020年『特許法』の第4次改正に関する説明

14 実務動向

- ・ 商標局より『商標法』第22条を引用してマドリッドの中国指定の領土拡張出願を拒絶された場合の処理方法

15 当社ニュース

- ・ 李文輝博士がB型肝炎財団の最高栄誉である2021バルーク・サミュエル・ブランバーグ賞を受賞

改正『著作権法』来年6月1日より施行

11月11日、第13期全国人民代表大会常務委員会第23回会議で『著作権法』改正に関する決定が採決され、来年6月1日から施行される。改正著作権法はインターネットにおける著作権保護の関連規定を整備し、特に権利侵害の法定賠償額の上限を大幅に引き上げ、懲罰的賠償の原則を明確にするなどして、創作者たちが自身の合法的権益を守るために更に「後押し」した。

著作権保護の「得るよりも失う方が大きい」ことは、現在の著作権保護の大きな難点である。新たに改正された『著作権法』は一連の懲罰措置を規定し、権利侵害の違法コストを大幅に引き上げた。故意に権利を侵害し、情状が深刻な場合、賠償金額の1倍以上5倍以下の懲罰的賠償を適用することができる。権利者の実際の損失、権利侵害者の違法所得、権利使用料の計算が困難な場合、人民法院は権利侵害行為の情状に基づき、500元以上500万元以下の賠償を命じる判決を下すと規定する。

新たに改正された『著作権法』はまた、「著作物」の定義を調整し、現行法における「映画著作物及び映画の撮影製作に類似する方法により創作された著作物」の表現を「視聴覚著作物」に改正した。これは著作権保護の範囲がさらに拡大し、ネットショート動画などの新しいジャンルの作品が強力な法的保護を受けられることを意味する。

監督管理部門の法律執行手段が少なく、執行力が弱い問題に対して、新たに改正された

『著作権法』は、「著作権を主管する部門が著作権及び著作権に関連する権利の侵害の疑いのある行為を調査、処分する際に、当事者に質問し、違法の疑いのある行為に関連する状況を調査することができる。当事者の違法行為の疑いがある場所と物品に対して現場検査を実施し、違法行為の疑いに関連する契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を閲覧、複製し、違法行為の疑いがある場所及び物品を封印又は押収することができる。」と規定している。

新たに改正された『著作権法』はまた、著作権及び著作権に関連する権利を保護するために、権利者は技術的措置を講じることができることを明確にした。

情報元: 中国国家知識産権局

『専利法実施細則改正提案（意見募集稿）』及び『専利審査指南改正草案（第2回意見募集稿）』の意見公募

『専利法』の改正に適應するように、国家知識産権局は『特許法実施細則』及び『特許審査指南』の改正に関する準備作業を開始した。『特許法実施細則』及び『特許審査指南』の改正提案を作成してから、説明及び公表をして、社会各界の意見を求める予定である。

情報元: 中国国家知識産権局

最高人民法院が『知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干の規定』を公布

11月16日、最高人民法院は『知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干の規定』（以下、『知的財産権証拠規定』という）を公布し、当司法解釈は2020年11月18日より施行された。

『知的財産権証拠規定』の公布は、最高人民法院が中国共産党中央の政策決定・配置を徹底的に実行し、新たな発展理念を徹底し、高質の発展に貢献し、知的財産権の司法保護を強化するための重要な措置である。『知的財産権証拠規定』は民事訴訟証拠の一般規則に従い、知的財産権訴訟の特徴と実情に立脚し、知的財産権民事訴訟において問題の際立った証拠提出、証拠保全、司法鑑定及び訴訟における営業秘密保護等について規定を行うことにより、権利者の立証負担を適切に軽減し、知的財産権訴訟の誠実信用体系の構築を強化することを目的とする。『知的財産権証拠規定』の公布・実施は、知的財産権民事訴訟における「立証難」の問題を解決し、権利保護のコストを引き下げ、知的財産権司法保護の質・効果を高め、市場化、法治化、国際化のビジネス環境づくりを推進する上で重要な役割を果たすことが期待される。

情報元：最高人民法院

中国－サウジアラビア間の特許審査ハイウェイ（PPH）の試行開始

『中国国家知識産権局とサウジアラビア知財総局の特許審査ハイウェイプロジェクト』の提携協定に基づき、中国国家知識産権局（CNIPA）とサウジアラビア知財総局（SAIP）の特許審査ハイウェイ（PPH）の試行は2020年11月1日に開始され、2023年10月31日までの3年間を予定している。

中国－サウジアラビアPPH試行開始後、SAIPの出願人は『中国・サウジアラビア特許審査ハイウェイ（PPH）試行プロジェクトにおける中国国家知識産権局（CNIPA）に対するPPH申請提出のプロセス』に従ってCNIPAにPPH申請を提出することができる。CNIPAの出願人は、『特許審査ハイウェイ試行プロジェクトにおけるサウジアラビア知財総局（SAIP）に対する申請提出のプロセス』に従ってSAIPにPPH申請を提出することができる。

情報元：中国国家知識産権局

中国出願人が欧州特許庁をPCT国際出願の国際検索機関として指定する試行プロジェクトの開始

中国国家知識産権局（CNIPA）と欧州特許庁（EPO）はPCT体系の下で2020年12月1日から試行プロジェクトを開始する。試行内容には、中国国家知識産権局を受理局として提出したPCT出願に対し欧州特許庁を国際検索機関として選択することができるが含まれる。中国国家知識産権局を受理局として受理されたPCT国際出願（英語で提出された出願に限る）について、出願人は欧州特許庁を国際検索機関として選択することができる。世界知的

所有権機関(WIPO)国際事務局(IB)を受理局として受理された中国出願人によるPCT国際出願も同様に適用される。試行プロジェクトの期間は2年に渡り、配当を設ける。詳しくは、初年度には試行として2500件の出願を受け、次の年には試行として3000件の出願を受ける。

欧州特許庁の国際検索手数料1,775ユーロは、出願人が欧州特許庁に直接納付するものとする。国際検索機関が徴収すべき費用、例えば検索付加料金、異議申立の料金、延期提出の料金などは、欧州特許庁の納付基準及び納付要求に基づき、欧州特許庁に直接納付しなければならない。

欧州特許庁を国際検索機関として選択するPCT国際出願については、欧州特許庁を国際予備審査機関としても選択しなければならない。国際予備審査機関が徴収する費用、例えば手数料(183ユーロ)、予備審査料(1830ユーロ)、予備審査付加料、異議申立料等は、欧州特許庁の納付基準及び納付要求に基づき、欧州特許庁に直接納付しなければならない。

欧州特許庁は従来から質の高い検索で知られており、試行プロジェクトを通じて、中国の出願人は中国国家知識産権局による国際検索のほか、欧州特許庁による国際検索レポート(ISR)及び書面意見書(WO/ISA)の作成という別の選択肢がさらに増え、ニーズに応じて選択することができるようになる。欧州特許庁は、出願人に対し、その発明の特許性に関する明確な評価を提供し、PCT条約に基づく各国・地域の段階、特に欧州地域の段階に移行するか否かを適時かつ適切に決定するための強固な基礎を提供することになる。また、欧州

特許庁の国際検索レポート及び書面意見書により、中国出願人が欧州出願の審査スピードを速めたい場合には、早期に欧州地域段階に移行し、早期処理を要求することができ、追加的な欧州調査を行わずにその出願を審査されることになる。これは出願人が欧州において特許保護を取得するのに有利である。

情報元: 中国国家知識産権局 & 欧州特許庁

人工知能の特許出願で中国が世界トップに

2019年、中国の人工知能分野における特許出願件数は11万件に達し、初めて米国を抜いて世界一になった。今年から、世界における5Gネットワークに関する出願は3分の1が中国の技術によるものであり、関連特許出願件数の優位性は明らかである。そのうち、特許出願件数において、ファーウェイが第1位であり、ZTEが第3位である。

情報元: 中国国家知識産権局

同じ“威視”が紛争を起こす

先日、北京市高級人民裁判所(以下、“北京高級裁判所”という)は、同方威視技術股份有限公司(以下、「同方威視」という)(Nuctech Company Limited、Nuctech)と上海太弘威視安防設備有限公司(以下「太弘威視」という)(Shanghai Taihong Vision Security and Port Equipment Co., Ltd.)との商標権侵害

及び不正競争事件について、太弘威視の上訴を棄却し、北京知識産権裁判所の第一審判決を維持する終審判決を下した。詳しく言えば、「太弘威視による文字「威視」を含む標識の使用及び「太弘威視TAIHONGVISION及び図」標識付きの商品の生産、販売、宣伝は、同方威視の商標第1341322号“”及び第6989335号“”（以下、「係争商標」という）の専用権を侵害し、不正競争に当たると認定した。太弘威視に対し、“威視”の文字を含む商標の使用を停止し、企業名称を変更し、声明を掲載して影響を取り除くとともに、同方威視の経済的損失及び合理的支出として計300万元を賠償するよう命じた。」。

一審で300万元の賠償判決

同方威視は1997年に清華大学より設立され、安全検査製品と安全検査ソリューションの提供に力を入れるハイテク企業であり、その製品とサービスは税関、鉄道、環境安全及び公共安全等の分野に広く応用されている。

太弘威視は2012年に設立され、経営範囲は社会公共安全設備及び器材の研究開発、販売、生産加工、通信設備及び関連製品の研究開発、技術移転、技術コンサルティング等を含む。

同方威視は、「自社は係争商標の合法的な商標専用権者であり、1998年から商標「威視」を出願し使用しており、かつて北京市著名商標に認定されたこともある。長期にわたって広範囲な宣伝及び使用を経て、商標「威視」は顕著な識別性及び比較的の高い知名度を有するようになり、安全検査分野における「威視」ブランドのブランド価値は絶えず向上して

いる。」と訴えた。

同方威視は、被告の太弘威視が商業活動において「威視」を商標として使用する行為は、自社の係争商標について有する商標専用権を侵害し、同時に被告がその企業名称において無断で「威視」を使用する行為は不正競争に当たると主張した。これに基づき、同方威視は北京知的財産権裁判所に訴え、太弘威視に対し、「威視」の文字を含む商標等の使用行為の停止、企業名称の変更、声明の掲載による影響の除去、権利侵害損失など500万元の賠償を命じるよう裁判所に請求した。

同方威視の訴えに対して、太弘威視は、「自社は第12125350号「」商標の登録を受けた後に当該商標を正式に使用し、当該登録商標の専用権を有するので、その使用行為は商標権侵害及び不正競争に当たらない；原告の商標と自社の使用する「太弘威視」は文字の差異が明らかであり、二者の共存は関連公衆の混同・誤認を招かない；文字「威視」は原告の独創ではなく、その他の主体も「威視」を含む商標を登録しており、それを安全検査設備商品に使用する際に識別性が比較的に低くて、「威視」は安全検査設備商品の代用名称又は一般名称となっているので、原告は他人等の正当な使用を禁止する権利を有しない」と反論した。

北京知的財産権裁判所は、「太弘威視が使用する標識の主な認識部分は、先行権利商標又はその主な認識部分を完全に含み、かつ先行権利商標と区別されるその他の意味を生じていないので、両者は類似である。太弘威視の証拠は威視が安全検査設備の一般名称となっていることを証明するには不十分であり、

商号「同方威視」が安全検査設備において一定の知名度と影響力を有しており、太弘威視による「威視」を含む商標と商号の使用は同方威視の商標専用権を侵害し、不正競争に当たる。」と認定した。これにより、裁判所は太弘威視に対し、「威視」の文字を含む商標の使用を停止し、企業名称を変更し、その公式サイトのトップページの目立つ位置に6ヶ月連続して声明を掲載して影響を除去すると同時に、同方威視に経済的損失及び合理的支出計300万円を賠償するよう判決した。

第二審は原判決維持に

太弘威氏は第一審の判決に不服し、北京高級裁判所に上訴して、下記の点を主張した。すなわち、係争標識は2つの先行権利商標に類似せず、係争商標が「セキュリティ設備」商品に使用されていることは、暗示的な記述に該当し、「威視」はすでに「セキュリティ設備」商品を指しており、識別性が比較的に低く、太弘威氏は係争標識の使用において主観的な悪意がなく、太弘威視の係争行為は関連公衆の混同・誤認等を招かない。

北京高級裁判所は審理の結果、次のように認定をした。すなわち、係争標域別と係争商標は、それぞれ同一又は類似の商品に使用される類似商標を構成する。太弘威視の企業設立日及び係争標識の登録・使用日はいずれも業界内で一定の知名度及び影響力を有する同方威視より遅れているので、同方威視及びその係争商標の使用状況を知るべきである。それなのに、太弘威視は生産経営において自発的に回避せず、主観的には善意とはいえず、客観的には同方威視の係争商標に対する登録商標専用権を侵害している。

裁判所は「太弘威視がセキュリティ業界で安全検査設備を生産する同業経営者として、同方威視の商号「同方威視」が既に業界内で一定の知名度と影響力を有している状況において、同じ文字「威視」をその企業名称の構成部分として選択して登録して使用することは、主観的に他人の有名商号の市場名声に便乗する意図があり、太弘威視の上述の行為は不正競争を構成する。」と指摘した。

裁判所は同時に、第一審裁判所において係争商標及び同方威視が栄誉証書を取得したこと、太弘威視の広告宣伝における係争標章及び「威視」を含む商号の使用状況等の要素を総合的に考慮し、事情を斟酌して経済的損失及び合理的費用として合計300万円の賠償を確定したことは妥当であると指摘した。

以上で、北京高級裁判所は上訴を棄却し、原判決を維持する判決を下した。

情報元:中国知識産権報

2020年『特許法』の第4次改正に関する説明

弁理士 杜文文

2020年10月17日、中華人民共和国第13期全国人民代表大会常務委員会第22回会議で「全国人民代表大会常務委員会による『中華人民共和国特許法』改正に関する決定」が可決された。改正『特許法』は2021年6月1日より施行される。

現行の『特許法』は1985年4月1日より施行され、1992年、2000年、2008年三回にわたって改正が行われ、発明創造の奨励及び保護、イノベーションの促進に対して重要な役割を果たして来た。今回は第4次の改正になる。

中国は現在、発展パターンを転換し、経済構造を最適化し、成長の原動力を転換する肝心な時期にあり、知的財産権の保護を強化し、自発创新能力を向上させることは、経済発展を加速し、イノベーション強国を実現するための必須の要件となっている。新たな情勢、要求、問題及び挑戦に対応するために、中国は2020年に『特許法』第4回の改正を行った。今回の改正『特許法』には主に次の3つの内容が含まれる：第1、特許権侵害に対する賠償の強化、立証責任の完備、訴訟前行為保全措置の完備、特許行政保護の完備、誠実信用の原則の追加、特許権の期限補償制度及び薬品特許紛争早期解決手続の関連条項の追加等を始めとし、特許権者の合法的權益に対する保護を強化すること；第2、職務発明制度の完備、特許開放許諾制度の新規追加、特許転換サービスの強化等を始めとし、特許の実施と運用を促進すること；第3、意匠保護関連制度の更なる完備、新規性猶予期間の適用状況

の増加、特許権評価報告制度の完備等を始めとし、特許権付与制度を完備すること。以下、今回の『特許法』改正の主な内容について紹介・分析を行なう。

一、権利侵害のコストを引き上げ、特許権者の合法的權益を保護

1. 重大かつ故意の権利侵害行為に対する懲罰的賠償制度の追加

これは主に改正『特許法』第71条の規定に関わり、すなわち、「故意に特許権を侵害し、情状が深刻な場合、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。」

現在、民事分野における主な基本賠償原則は「補完」原則であるが、知的財産権分野における立証の難しさ及びイノベーションの奨励等の仕組みを考慮して、今回の改正において『特許法』に「懲罰的賠償」制度を導入した。現在、中国が採用している「5倍」は世界各国が採用している最高の倍数であり、これは知的財産権保護の強化及び権利侵害の取締りに対する中国の決意も示している。

2. 法定賠償額の引き上げ

改正『特許法』第71条の元の賠償額「1万元以上100万元以下」を「3万元以上500万元以下」に改正した。

今回の改正では賠償額の下限及び上限についていずれも改正が行われており、この改正は権利侵害コストの引き上げ及び保護の強化に対する中国の決意を改めて示しており、特にその製品の適法的な出所を証明することが困難であり、又は故意の侵害行為に対しよ

り厳しい懲罰を与える。

3. 立証責任制度の完備、立証が難しいという問題の解決

これは主に改正『特許法』第71条の規定に関わり、すなわち、「人民法院は賠償金額を確定するために、権利者が挙証に尽力しており、権利侵害行為に関連する帳簿、資料が主に権利侵害者によって把握されている場合には、権利侵害者に権利侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。権利侵害者が帳簿、資料を提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合には、人民法院は、権利者の主張及び提供した証拠を参考にして賠償金額を認定することができる。」

これにより、権利者の立証負担を軽減することができる。

4. 意匠特許の保護期間の延長

改正『特許法』第42条 意匠特許権の期限を15年に改正した。

この改正は、中国が『工業意匠の国際登録に関するハーグ協定』に加盟するための条件を整え、イノベーション主体の外国出願のニーズを満たしている。ハーグ協定への加盟は、国内の出願人が世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局に直接又は中国国家知識産権局経由の転送方式により特定の形式で意匠特許出願を提出することができることを意味する。出願人が1つの出願をするだけで、指定の複数の加盟国の国内で同時に特許出願することに相当し、同一の出願人が複数の国で意匠保護を求める手続要件が大幅に簡素化される。

5. 特許権期限補償制度の増設

改正『特許法』第42条に「発明特許の出願日から満4年、かつ実体審査請求日から満3年後に発明特許権が付与された場合には、国务院特許行政部門は特許権者の請求に応じて、発明特許の権利付与過程における不合理な遅延について特許権の期限補償を行う。ただし、出願人による不合理な遅延は除外とする。新薬発売のための審査評定・審査認可に占有された期間を補償するために、中国で発売許可を取得した新薬関連発明特許について、国务院特許行政部門は特許権者の請求に応じて特許権の期限補償を与える。補償期限は5年を超えず、新薬の発売認可後の総有効特許権期間は14年を超えない。」との規定が追加された。

特許権の保護期間は出願日から計算され、特に発明特許についてはその審査期間が比較的に長くて、当該出願が実際に保護される期間が間接的に減少しているので、上述の特許権期間補償制度を新たに追加する必要がある。また、今回の改正は、特に薬品特許の保護期間補償について規定した。薬品の研究開発期間が比較的に長く、コストも比較的に高く、特許保護に対する依存性が非常に高い。一方、医薬品は公衆の健康に関わり、公衆にとって保護期間が長すぎると、低価格の医薬品を入手する時期が遅れる可能性がある。今回の改正では、補償が受けられる薬品の類型、補償期限及び請求に応じた補償等の原則を明確に規定し、上述の2つの面のバランスを図るようにした。

6. 薬品特許紛争の早期解決手続の新設

改正『特許法』第76条に「薬品の発売審査・審査認可の過程において、薬品発売許可の申請者と関連特許権者又は利害関係者とが、登録を申請した薬品に関連する特許権について紛争が生じた場合、関連当事者は人民法院に提訴し、登録を申請する薬品の関連技術方案が他人の薬品特許権の保護範囲に入るか否かについて判決を下すよう請求することができる。国务院薬品監督管理部門は所定の期限内に人民法院の発効した裁判に基づき関連薬品の発売許可を一時停止するかどうかの決定を下すことができる。」が第1項として追加された。第76条に第2、3項も追加された。

薬品は特許保護を行う必要がある一方で、薬品の発売審査認可を行う必要があり、両者はそれぞれの基準を有している。特許審査は例えば新規性、進歩性等の面から当該薬品を評価する必要があるが、薬品の発売は主に薬品の安全性を鑑定することになる。しかし、例えばジェネリック医薬品については、理論的には薬品監督管理局の認可を得てから市場に販売することができるが、権利侵害のリスクが存在する可能性がある。この新たな条項は、このような紛争を早期に解決することを目的としており、すなわち、薬品の生産が開始される前に、当該薬品に侵害行為が存在するかどうかについて裁決を行うことが認められる。

7. 特許行政保護制度の完備

改正『特許法』第68条「特許を偽称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、特許法執行の責任部門が是正を命じ、これを公告するとともに、違法所得を没収し、違法所得の5倍以

下の罰金を併科することができる。違法所得がない又は違法所得が5万元以下の場合、25万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追及する。」との規定が追加された。改正『特許法』第71条における追加条項にも関わる。

今回の改正では、特許詐称の処罰倍数が引き上げられた。また、権利侵害事件が知的財産権体制の内の特許業務管理部門により処理され、特許詐称が統一の法執行チームにより統一的に法執行されるとし、すわなち、上記性質の異なる2種類の事件がそれぞれ異なる部門に処理されることをさらに明確にした。

8. 誠実信用と権利濫用禁止の原則の明確化

これは主に改正『特許法』第20条の規定に関わり、すなわち、「特許出願及び特許権行使は誠実信用の原則を遵守しなければならない。特許権を濫用して公共の利益又は他人の合法的權益を損なってはならない。特許権を濫用して、競争を排除又は制限し、独占行為を構成する場合には、『中華人民共和国独占禁止法』に基づいて処理する。」。

特許保護は2つの段階、すなわち特許出願段階と特許権行使段階に分けられる。特許出願段階では、不正目的による出願行為及び不正手段による出願行為等が発生することがあり、これは社会資源を浪費するだけでなく、中国の特許出願の質も低減してしまう。今回の改正は、不正な出願行為を制止するために、特許出願段階においても誠実信用の原則に従うべきであることを特に強調している。

二、特許の実施と運用を促進し、特許の公共サービスを強化

1. 職務発明創造を健全化、職務発明創造に対する単位の処置権を明確化

これは主に改正『特許法』第6条の規定に関わり、すなわち「当該単位は、法によりその職務発明創造の特許出願権利及び特許権を処分し、関連する発明創造の実施及び運用を促進することができる。」『特許法』第15条にも関わる。

元の『特許法』では、単位が特許権をどのように処置するかについて明確な制限をしていなかったが、一部の単位は国有資産の監督管理等の他の法律の制約を受けなければならない。上述の改正は、単位が法により処置を行うことができると特許法により更に明確化した。具体的な処置については、各単位が自身の状況に合わせて判断する必要がある。この改正も、発明者の創造意欲を更に引き出し、イノベーションの活力を高めることを目的としている。

2. 特許開放許諾制度の新設

これは改正『特許法』第50条、第51条及び第52条に関わる。

特許権者が自発的に書面で国務院特許行政部門に如何なる単位又は個人にもその特許の実施を許諾する意思があると声明し、かつ許諾使用料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院特許行政部門が公告し、開放許諾を実行する。実用新案、意匠特許について開放許諾声明を提出する場合、特許権評価報告を提供しなければならない。開放許諾の実施期間において、特許権者の納付する特許年金に対して相応に減免を与える。

開放許諾制度は特許の実施への転換を促進する重要な法律制度であり、その核心は特許権者が社会に向けて特許権を開放することを奨励し、需要と供給の結合及び特許の実施を促進し、特許の価値を真に実現することにある。今回の改正は中国の国情に基づいており、国際的に成熟した経験を参考にした。改正では、開放許諾声明及びその発効の手続要件、被許諾者が開放許諾を取得する手続、権利義務及び相応の紛争解決ルートを規定している。その目的は、政府の公共サービスを通じて特許技術の需給双方の情報の非対称の問題を解決し、いかなる単位及び個人も便利に特許許諾を取得できるようにし、取引コストを下げ、特許の転換効率を高めることにある。また、現在、フランス、英国、ドイツなどの先進国及びタイ、ブラジル、インドなどの発展途上国が開放許可制度（又は当然許可制度と呼ぶ）を設立・実施している。

3. 特許公共サービスの強化

改正『特許法』第21条の規定に関わり、すなわち、「国務院特許行政部門は、特許情報公共サービス体系の構築を強化し、完全且つ正確、適時に特許情報を発表し、特許の基礎データを提供し、特許公報を定期的に出版し、特許情報の伝達及び利用を促進しなければならない。」

上述の改正は関連する公共サービス、社会サービスに対する国と地方の重視を更に高めることができる。

三、特許権利付与制度を完備し、特許審査の質を高める

1. 部分意匠の保護の追加

改正『特許法』第2条第4項の規定に関わり、「意匠とは、製品全体又は局部の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。」

この改正は、イノベーション主体のニーズを満たし、全体意匠の保護の制約性を補うことができる。同時に、知的財産権の国際発展の趨勢に合致しており、中国企業の「海外進出」に有利である。現在、米国、日本、欧州、韓国等の主要国及び地域はいずれも部分意匠を保護している。

2. 新規性の猶予期間の適用状況の追加

改正『特許法』第24条に関わり、第24条に「国に緊急事態又は非常事態が発生したとき、公共の利益のために初めて公開された場合」との規定が追加された。

この改正で、新規性を喪失しない例外の適用状況について、「国に緊急事態又は非常事態が発生したとき、公共の利益のために初めて公開された場合」が追加された。これにより、現在の新型コロナウイルスを撃退する実践のニーズを満たすことができるとともに、今後のその他の緊急事態又は非常事態における適用の余地を残すことができる。

3. 特許評価報告制度の完備

改正『特許法』第66条に関わり、実用新案特許及び意匠特許の評価報告の請求主体の範囲が拡大され、特許権者、利害関係者又は被疑侵害者も自発的に特許権評価報告を提示することができる。

4. 意匠特許出願の国内優先権制度の追加

改正『特許法』第29条に関わり、出願人が意匠を中国で初めて特許出願した日から6ヶ月以内に、同一の主題について特許出願をする場合、優先権を受けることができることを明確にした。これにより出願コストが低減され、意匠出願人に意匠を更に整え、保護範囲を調整する機会を与える。

5. 優先権文書提出手続の最適化

改正『特許法』第30条の規定に関わり、すなわち「出願人が発明、実用新案特許の優先権を主張する場合、出願時に書面で声明を提出し、かつ最初に出願を提出した日から16ヶ月以内に、最初に提出した特許出願書類の副本を提出しなければならない。」これにより、出願人が優先権書類を提出する期限が緩和される。

中国国家知識産権局は、今年末又は来年初めに、改正『特許法』に基づいて、『特許法実施細則』及び『特許審査指南』に対して行った適応的改正及び移行方法を発表する予定である。

筆者プロフィール:

杜文文は2016年に北京理工大学の材料成形及び制御工程専攻を卒業し、工学修士学位を取得した。2017年にパナウェル特許事務所に入所してから、機械分野の特許出願書類の作成、PCT出願、審査意見の応答、特許検索及びコンサルティング等の業務に携わっている。

商標局より『商標法』第22条を引用してマドリッドの中国指定の領土拡張出願を拒絶された場合の処理方法

実務において、外国出願人がマドリッド商標国際登録を通じて中国を指定する際に、中国商標局は「ある商品/役務項目は中国の商標登録として受け入れられない」ことを理由に、『商標法』第22条の規定を引用して「暫時拒絶通知」を発行し、当該商標の中国における領土拡張保護出願を拒絶/部分的に拒絶する場合が多い。

このような拒絶は、「スロットマシン、賭博機」等の商品及び「小売、卸売、販売、ギャンブル、くじ、仮想通貨、郵便」等の役務のように、中国の商標関連法令に明確に禁止されている商品・役務にのみ適用される。

このような『暫時拒絶通知』を受けた外国出願人は、一般的に次の2つの救済ルートを利用することができる。1つは拒絶査定不服審判を提出するとともに商品/役務を限定してWIPOに出願(様式MM6)を提出することである。もう一つは拒絶査定不服審判の提出を放棄し、商品/役務を限定WIPOに出願を提出した後に中国を再指定することである(ただし、後日に中国を再指定すると出願日の優勢が失われる)。

外国出願人がWIPOに提出した限定後の商品/役務は、当初出願の範囲を超えてはならず、当初出願の範囲を超えた商品/役務は中国商標局に受け入れられない。例えば、商標局が役務「小売」を拒絶して、出願人が役務「

他人のために売り込む」に限定した場合、商標局は、「小売」と「売り込む」は2つの異なる概念であり、「他人のために売り込む」は「小売」自体の範囲を超えているとして、限定が無効である旨の通知を発行する。

李文輝博士がB型肝炎財団の最高栄誉である2021バルーク・サミュエル・ブランバーグ賞を受賞

2020年11月12日、B型肝炎基金（米国、ペンシルベニア）は、B型肝炎ウイルスが肝細胞に侵入するための受容体を発見した中国の学者である李文輝博士（下記、李博士）の、B型肝炎の科学研究と医療の推進における優れた貢献を讃え、李博士に2021年Baruch S. Blumberg Prize（バルーク・サミュエル・ブランバーグ賞）を授与した。

バルーク・サミュエル・ブランバーグ賞はB型肝炎関連の科学研究と治療に重要な推進と顕著な貢献をした個人に授与する賞であり、この分野の最高の栄誉と考えられている。肝臓および臓器移植分野の開拓者であり、2012年にラスカー臨床医学賞を受賞したトーマス・スタール博士（Thomas Starzl）、C型肝炎ウイルスの発見で2020年にノーベル生理学・医学賞を受賞したハービー・アルター博士（Harvey Alter）、2017年に米国肝臓病研究学会会長のアンナ・ロック博士（Anna Lok）もこの賞を受賞したことがある。

バルク・ブルームバーグ博士はB型肝炎ウイルスの発見で1976年にノーベル生理学・医学賞を受賞した。B型肝炎財団の共同設立者であるバルク・ブルームバーグ博士は2011年に世を去った。財団の研究機関であるバルク・ブ

ルームバーグ研究所は彼の名前にちなんでネーミングされた。

李博士は、現在北京生命科学研究所のシニア研究員、清華大学生物医学協同研究院教授に在職しており、2001年に中国協和医科大学から博士号を取得した後、ボストンにあるハーバード医科大学にポスドク研究者と講師を務めた。2007年、李博士は北京生命科学研究所に加入し、B型肝炎とD型肝炎ウイルス感染の研究に焦点を当て始め、最終的に肝臓で豊富に発現する複数回膜貫通型のコール酸受容体NTCP（ナトリウムタウロコール酸共輸送体）がB型肝炎ウイルスとD型肝炎ウイルスの機能性受容体であることを発見した。

当所は長年北京生命科学研究所に知的財産権関連の法律サービスを提供しており、李博士の案件を代理して中国特許を出願してきたことを誇りに存じる。

この度は、李博士がB型肝炎基金会の最高栄誉2021バルーク・サミュエル・ブランバーグ賞（Baruch S. Blumberg Prize）を受賞したことを祝福し、彼が肝炎科学と医学の発展を推進するために傑出した貢献をしたことに感謝を申し上げる。

北京泛華偉業知識産権代理有限公司

地址：北京朝陽区朝陽門外大街16

号中国人寿ビル10階1002-1005室

電話：86-10-8525 3778

FAX：86-10-8525 3671

郵便番号：100020

Email: mail@panawell.com



編集：王珍々、王 嵐、徐 舒

訳審：王珍々、張玉静

趙亜芝、金 丹

レイアウト：董 順々